

愛知県環境審議会総合政策部会会議録

1 日時 平成24年5月29日(火) 午前10時00分から午前11時30分まで

2 場所 愛知県自治センター4階 大会議室

3 議事

- (1) 愛知県における環境影響評価制度のあり方について(部会報告)
- (2) その他

4 出席者

委員9名、専門委員2名、説明のために出席した職員9名

5 傍聴人 4名

6 会議内容

- ・ 議事録の署名について、青木部会長が浅野委員と広田委員を指名した。
- (1) 愛知県における環境影響評価制度のあり方について(部会報告)
 - ・ 資料1、資料2、資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【中村委員】 資料1は、県民からの意見に対してどう対応するかという部会の考え方を示したものであるが、このままインターネット上に公表されると考えればよいか。

【事務局】 そのとおりである。

【中村委員】 資料1の番号10の意見に対しては、対象規模は見直さないという趣旨のそっけない回答であるが、意見に対してしっかり答えていないのではないか。委員には、意見の概要だけではなく、意見の詳細が記載された資料が配付されており、それを見ると、名古屋市内の道路拡張工事等に関する意見がある。愛知県の条例では4車線7.5km以上の道路をアセス対象としており、おそらく名古屋市の条例はもう少し小さい規模までアセス対象としているが、アセス対象となる規模よりも少しだけ小さい道路がこんなにも多いということを示し、道路のアセス対象規模を見直してほしいという意見である。

また、番号11のむやみにアセスの対象外の枠を拡げてはいけないという意見に対して、必要があると知事が認める事業を適用除外としておくことが適当と考えるという回答では、どういうものが対象外になるか

どうか分からない。知事への白紙委任では心配であるという意見に対して、親切な回答にはなっていない気がする。私は、昨年度廃棄物処理計画を策定した責任者であるが、平成24年度から28年度の廃棄物処理の5か年計画の趣旨を誤解されていると思う。大規模災害や緊急事態が発生していない通常の県民生活で発生するであろう廃棄物をどうするかというものが処理計画の基本である。大規模災害に係る廃棄物は想定していないため、計画には盛り込めない。県でも緊急時や災害時の対応をどうするかということは別途検討していると思う。そういうことを丁寧に答えるべきではないか。

【青木部会長】 何番の意見に対するご指摘と考えれば良いか。

【中村委員】 番号10、番号11及び12の考え方（案）に対する指摘である。

【事務局】 資料1の部会の考え方（案）は、県の見解ということではなく、この部会としてどう考えるかについて、事務局がたたき台として作成したものである。

番号10については、現在のアセス条例の対象である4車線7.5km以上の道路という規模と比較して、かなり規模の小さいものまで対象にすべきであるという意見であったので、アセス条例ではそもそも規模が大きいものを対象にしているという意味で記述したものである。

番号11については、がれきの処理施設についての回答ではなく、適用除外の規定を盛り込む理由を説明する観点で記述した。アセスの手続を行っている間に人の健康への被害が及ぶような事態が想定される場合に、緊急に復旧等を行う必要があると知事が認める事業については適用除外をするという趣旨である。47都道府県の約半数において同様の規定が設けられており、東海、東南海地震等が想定される本県でも同様とすることが適切と考えるという内容である。

また、廃棄物処理計画に対する指摘もあったが、総合政策部会の立場として、適用除外を設けた考え方を説明することとした。

【青木部会長】 中村委員の発言は、意見の提出者が納得するような回答になっていないのではないかという指摘である。

【稲垣委員】 総合政策部会には、環境審議会の各部会長が委員として入っていることもあり、中村委員の発言のとおり、災害時の廃棄物については廃棄物処理計画とは別であるという計画策定の考えも記述してよいと考える。

また、番号10についても、「条例の目的では、」という語句を追加すればわかりやすくなるのではないか。具体的な修正内容は、部会長と事務局にお任せする。

【青木部会長】 番号10に対する部会の考え方は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業の判断は既に行っており、その従来 of 枠組みを踏襲しているということになるのか。

番号11については、総合政策部会では議論していない部分であり、部会の考え方としてはどのように回答していけばよいか。

【稲垣委員】 処理計画の策定にあたっては、環境審議会の廃棄物部会において、このような議論がされている、という事実の記載はできると思う。

【事務局】 番号10、11、12の部会の考え方については、部会長と調整の上、修正する。

【中村委員】 意見の提出者に直接回答するのではなく、部会の考え方を通じて、回答することになる。そうならば、より丁寧に答える必要がある。

【原田専門委員】 東日本大震災への対応については、一般の個人の考えとしては反対意見が多いが、東海地震、東南海地震等の大規模地震が発生した時のことを考えていないと思われる。実際に本県で大規模災害が発生した場合、お互いに助けあわなければならない。そういうことを県民がしっかり理解できるように説明することが重要である。

【広田委員】 番号11について、県民が心配していることは、放射性物質を含むがれきの影響評価のことであると思うが、別途議論がなされているのか。

【事務局】 放射性廃棄物については、愛知県で受け入れる場合どのようにしたらよいか調査をしている段階である。どういう条件ならばよいのか、どうしたら最も効果的な処理ができるのかを検討している。結果については、できる限り早期に県民にお知らせする。

【広田委員】 特別なチームが組まれて、検討しているのか。

【事務局】 環境部に、災害廃棄物処理対策室という組織を設け、そこが中心になって対応している。

【広田委員】 こういった調査が明らかになってから、知事の受入宣言があれば、県民の誤解もなかったと思われる。そうしたチームがあることや検討段階であることを資料1に情報として加えることはどうか。

【稲垣委員】 広田委員の意見は、番号15の意見と同様であると思う。今回の総合政策部会では議論していない内容であり、アセス条例の改正とは少し異なる内容であると思われる。

【広田委員】 番号11の意見について、県民から見ると、環境影響を評価するのであるから、放射性物質の影響も評価すると考えてもおかしくはない。放射性物質の影響は別途検討中であることや、窓口部署をお知らせすることが県民とつなぐ役割を果たせるのではないか。

【青木部会長】 それは、本部会には付託されていない内容と考える。

【河野専門委員】 今回の総合政策部会は、環境アセスに関する見直しについての部会であるので、あまり感情的に放射能について論じるべきでないのではなかろうか。環境アセスが必要な事業を行うときに配慮すべき内容についての記述をするべきである。部会長の考えに賛成である。

【岡本委員】 番号15について、「中間とりまとめに対するご意見ではない」とす

るのではなく、今回はアセス制度に関する議論をする場であるといった理由を丁寧に説明することで、より納得していただけると思われる。

それよりも、今回の意見の件数が非常に少ないことが気になる。番号15の意見を除くと、意見提出者は2通であり、こんなに関心がなくてよいのかという気がする。今後、アセスがもう少し身近に感じられるように工夫していただきたい。

それから、意見の概要の元となっている詳細な意見について、委員に配布されるとは知らなかった。

【中村委員】 確認したいが、委員に配布されている詳細な意見もそのまま公表するのか。資料1の意見の概要のみ公表するのか。

【事務局】 公開するのは、資料1のとおり意見の概要と部会の考え方のみである。

【中村委員】 確かに意見提出数は少ないが、2通の意見はかなり勉強された上で意見していると思われる。このような意見に対しては、そっけない回答ではなく、丁寧に説明することが必要である。

【浅野委員】 番号14について、部会の考え方の中で、アセスはベスト追求型の考えで行われるべきであるということを追記いただきたい。配慮書手続が導入されることで手間はかかるが、よりよいものができるのであれば支持したいと考えている。

番号4では、意見の中で「事業者により意見が黙殺されることなどを防ぐため」とあるが、部会の考え方にある「セルフコントロール」という考えに賛成である。事業計画の絞り込みや決定を、社会面、経済面等を含めて、事業者が総合的に判断するという手法になっているが、ぜひ良心をもって事業者が評価していくことを望む。

また、災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると認める事業を適用除外の対象に追加することは、緊急時ということを経由して理由に環境への配慮が欠けた事業が行われてしまう可能性があることは、少し怖いことであると感じた。

【青木部会長】 番号14に対して、ベスト追求型というのはどういうことか。

【浅野委員】 環境影響の回避・低減の視点から、ベスト追求型のアセスが重要であるという考えであるが、県民の方に今回のパブコメの結果を公表するのであれば、部会の考え方の中にわかりやすい表現があるとよいと考えた。「配慮書手続において、」の次に、「ベスト追求型の環境アセスメントを行うことから」を追記するのはいかがか。

【青木部会長】 その語句が入ることで、何がかわるのかわからないが。

【浅野委員】 県民の皆様の理解が増すのではないかと考えた。

【河野専門委員】 番号14の意見の趣旨は、手続が追加されるが、事業者の負担を少なくするために期間を短くしてほしいというものである。その回答として、公表や意見聴取の期間を適切に設定する必要があり、期間を短く

するのは難しいとされている。ベスト追求型という語句について、私はベストよりもベターという気がしているが、環境アセス全体に関わる話である。意見に対してきちんと答えるために、期間を短くすることは難しいという内容にした方がよいと思う。

【大東委員】 番号14については、情報を収集し、事業計画に反映させて、方法書につなげていくステップであることを事業者を理解していただくような記述にしてはどうか。なぜその期間を必要とするのかについて丁寧に説明した方がよい。

【青木部会長】 次の手続に進むために必要な期間であることを記述した方がよいという意見と考える。

【大東委員】 番号8について、事後調査の項目についての質問であるが、回答では項目についての記述がないので、どういう項目が事後調査の対象となるかを追記した方がよい。

【河野専門委員】 パブリック・コメントに対する部会の考え方については、各委員の意見の趣旨を踏まえ、部会長と事務局に一任してよいと考える。

岡本委員の発言にもあったが、実質的な意見の提出数が2通であることから、今後県民の方に意見提出がしやすい仕組みづくりが必要なのではないか。名古屋市も同様に環境アセスメントについてパブリック・コメントを実施しているが、名古屋市の方が意見提出数が多かったと思われる。今後の課題と思われる。

【広田委員】 番号10について、環境影響の程度が著しいものは法の第一種事業が該当し、法の第二種事業や県の条例については、より小さい規模を対象にすることではないのか。対象規模を小さくするにはどうしたらよいか。この部会は、その可能性はないと考えればよいか。

【事務局】 県としては、法の第二種事業相当以上のものを環境影響の程度が著しいと考えており、また、法の対象事業に加え、ごみ処理施設等もアセスの対象にしている。今後、環境影響の程度が著しい事業が新たに生じた場合は見直しの検討も必要になってくると考える。現時点では適切であると考えている。

【広田委員】 条例の対象事業について規模は小さくしていく方向がよいというのが私の意見である。

【青木部会長】 法と条例の一体的運用を断念するというのであれば、対象規模の考えも変わってくると考えるが、法と条例の一体的運用という前提で議論するという了解があったと考えている。

【広田委員】 法との合理性も重要であると思うが、番号2、3の意見についても、部会としてベストの回答だろうか。例えば、横浜市の制度は、法よりも踏み込んだ内容となっている。番号2から7までは、透明性を求める意見だと思うが、透明性をより確保するということはそれほど難しい手続

ではないのではないか。例えば、知事の意見を公告・縦覧するという内容はできるのではないか。

【事務局】 ただ今の指摘は、番号4の意見のように知事が意見を受け付けて、公表すべきであるということか。

【広田委員】 そのような手続についての話し合いに入ることや、そもそもそういった可能性が部会にあるのかをお伺いしたい。

【青木部会長】 部会としては、各委員の考えも踏まえ、内容に合意し、中間とりまとめとした。これについて一般の意見を聴いたが、もし我々が合意した内容に合理性に欠けている部分があり、一般の意見の方がより合理的であれば、我々の合意した内容を変更することはあり得る。我々の合意した内容のどこに合理性を欠いた部分があったかについて明らかにする必要がある。

【中村委員】 広田委員から、横浜市の制度と比較し、中間とりまとめのどこを直したらよいかを説明いただきたい。

【広田委員】 横浜市は、市民の参加や意見提出の機会が多い。法と条例を一体的に運用するというだけでは、答えになっていないと考える。横浜市のように、条例としてできることを進めている自治体もある。具体的には、番号2では配慮書説明会の開催の義務付けについての意見がある。

【青木部会長】 部会の考え方（案）には、「合理性に欠ける」とあるが、バランスが悪いという意味である。

【広田委員】 私もそう思っていたが、今回の意見をみたときに、手続の流れを見直すともっと透明性を上げる工夫ができると思った。

【青木部会長】 具体的にはどこか。

【広田委員】 例えば、知事意見の公告等が考えられるが、資料1には直接の記述がない。また、番号2の配慮書説明会の開催の義務付けに対する意見の回答として、法で義務付けていないから、条例でも義務付けないというのはどうかと考える。

【青木部会長】 規模の大きい法の対象事業では説明会の開催を義務付けないが、より規模の小さい条例対象事業のみに説明会を義務付けるのは不平等であるという意味である。

【事務局】 資料2の13ページで、例えば、4車線以上の一般国道で10km以上であれば法に基づく手続が行われる。7.5km以上10km未満であれば、法に基づく手続又は条例に基づく手続が行われる。ここで、10km以上の場合、法では配慮書の説明会の開催が義務付けられないことから、説明会を行わないこととなる。これに対して、条例対象となる7.5km以上10km未満の道路事業に説明会の開催を義務付けしてしまうと、大きい事業には説明会を義務付けず、小さい事業に説明会を義務付けることになってしまう。これが、バランスが悪いということ

であり、合理性に欠けるということである。横浜市の制度でも配慮書説明会は義務付けられていない。横浜市と異なる点は、市長自らが配慮書を公告・縦覧し、環境情報の提供を受けることである。この点については、本県では、事業者自らが意見を聴いて、自ら環境に配慮し、それに対して意見をするというセルフコントロールの考え方が適切と考えている。

【田中委員】 全体的に、資料1の部会の考え方（案）について、わかりやすい内容にしていきたい。

また、資料3の部会報告（案）で、「3名から15件の意見が寄せられたので」とあるが、「9項目15件の意見が寄せられたので」と修正するのはどうか。

【岡本委員】 3名というの少ないのか。他事例はどうか。

【事務局】 資料1の1ページに意見募集の周知の方法が示されているが、記者クラブへの記者発表、ウェブサイトへの掲載等により、他事例と同様にできる限りの周知を行った。意見の募集結果のとりまとめについても、意見の提出数、件数等の発表の方法があるので、この内容としたい。

資料1の部会の考え方については、この場で具体的な修文の内容は示せないが、委員からの意見を踏まえ、部会長と調整して、修正させていただく。

資料として配付した詳細な意見について、意見の提出者が本当に主張したい部分を端的に表現すると、資料1の意見の概要になると考えている。意見の概要としてまとめるときに、重大な内容が抜けていたり、漏れがあってはいけないので、生の意見を委員に配布させていただいた。

【小嶋委員】 部会報告の内容については、特に意見はない。他の委員も発言されたことであるが、パブリック・コメントに対するレスポンスが低いというのは、今回のような部会の考え方が、意見をはねつけるような記述であることも理由の一つとも考えられる。このようなことを重ねると意見が提出されなくなると思う。意見をいただいたことに感謝した上で、部会の考え方を記述されたい。

【大東委員】 アセス条例の改正については、この内容でよいと思う。議論の中で出てきた廃棄物の処理について、いろいろなところで廃棄物処理施設をチェックする仕組みがあるが、そのあたりの情報を県民は知らないと思われる。どういう審査が行われているのか、環境アセスがどのように関わっているのか、その説明があると県民にもわかりやすいと思われる。アセス条例の改正とは直接関係しないことであるが、今回の震災がれきの受入においても、廃棄物処理施設の審査がなされると思っている。その審査でチェックする項目と、環境アセスでチェックする項目がどのように重なって、何が違うのかを整理して、県民に示すとよいと思う。

【青木部会長】 資料1については、資料2の部会報告では記述されていない情報も追加して、部会の考え方を全体的に修正することとする。修正内容は、私と事務局に一任いただきたい。

資料2については、修正意見はなかったと思われる。この案のとおりとしたいが、よろしいか。

【各委員】 異議なし。

【青木部会長】 異議なしとされたので、この案のとおり部会報告とする。とりまとめ結果については、環境審議会の会長に報告することとなるため、事務局から文案を配付いただきたい。

(事務局から部会報告の文案を配付)

【青木部会長】 ただいま配付した部会報告の文案に資料2を添付して、部会報告としたいがいかがか。

【各委員】 異議なし。

【青木部会長】 異議なしとされたので、これをもって部会報告とし、環境審議会の会長に報告する。

また、「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」は、今後、環境審議会から知事へ答申されることとなるが、愛知県環境審議会条例の規定により、この部会の決議をもって審議会の決議とすることができることとなっている。したがって、この部会の決議を審議会の決議とすることについて、会長に協議し、同意を得たいと思うので、承知いただきたい。

(2) その他

- ・ 特になし。